（参考）平成27年度　事業内容

No.	事　業　名　（月　日　場所）
1	岩手県学校保健会評議員会・研修会（平成27年6月11日　於：岩手県医師会館） 研修会　演題「生活習慣病予防支援システムから見た岩手県の児童生徒の現状と課題」 講師　岩手県環境保健研究センター　主任専門研究員　三浦　紀恵　氏
2	日本学校保健会主催「組織的に機能する保健室経営に関する指導者養成講習」（平成27年7月31日　於：アイーナ） 演題「組織的に機能する保健室経営」 講師　文部科学省スポーツ・青少年局　健康教育調査官　岩崎　信子　氏
3	第48回東北学校保健大会（平成27年8月4日～5日　於：福島県福島市）
4	第39回岩手県養護教諭研究大会（平成27年11月27日　於：盛岡市民文化ホール他） 講演 演題「学校事故と法的責任　～危機管理における養護教諭の役割～」 講師　国士舘大学　法学部法律学科　教授　入澤　充 氏
5	平成27年度全国学校保健・安全研究大会（平成27年12月3日～4日　於：愛媛県松山市）
6	第51回岩手県学校健康教育研究大会（平成27年12月25日　於：盛岡市） 講演 演題「ガッテン流！行動変容に結びつく、健康教育～確実に伝える裏ワザ教えます」 講師　元ＮＨＫ科学・環境番組専任ディレクター　北折　一　氏
7	平成27年度岩手県学校保健会学校歯科医部会兼学校歯科医研修会（平成27年2月14日　於：岩手県歯科医師会館） 講演 演題　「再・めざせ！歯の甲子園日本一」－文部科学大臣賞受賞報告－ 講師　一関市立大東中学校　学校歯科医 熊谷 博伸 氏 研修 演題　「平成２８年度の学校歯科保健にかかる留意事項について～健康診断における検査基準を中心に～」 講師 一般社団法人岩手県歯科医師会常務理事　三善 潤 氏
8	全国健康づくり推進学校表彰式・日本学校保健会事業報告会（平成28年2月18日　於：東京都） 優良校　西和賀町立沢内小学校、二戸市立二戸西小学校、二戸市立御返地中学校
9	会報「学校保健」年６回送付

学校保健会組織図

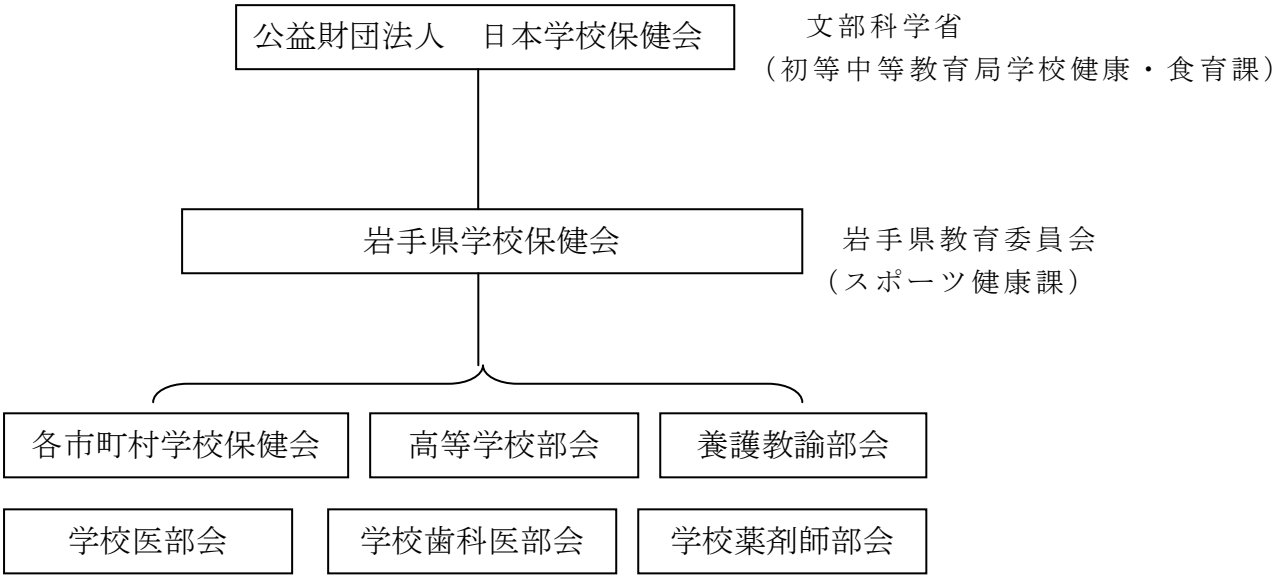

平成28年度　岩手県学校保健会役員

役職名	氏　　名	所　属・職　名	備考
会　長	石　川　育　成	一般社団法人岩手県医師会　会長	
副会長	佐　藤　　保	一般社団法人岩手県歯科医師会　会長	
〃	畑　澤　博　巳	一般社団法人岩手県薬剤師会　会長	
〃	森　田　友　明	岩手県教育委員会　学校保健技師	一般社団法人岩手県医師会
〃	柳　村　　栄	岩手県小学校長会　会長	盛岡市山岸小学校 校長
〃	佐　藤　精　晋	岩手県中学校長会　常任理事	盛岡市立厨川中学校　校長
〃	荒木田　光　孝	岩手県学校保健会高等学校部会　会長	県立久慈工業高等学校　校長
監　事	小山田　秀　次	盛岡市教育委員会　学校教育課長	
〃	谷地畝　稔　視	盛岡市学校保健会 副会長	盛岡市立本宮小学校 校長

岩手県学校保健会　会則

第１条　本会は、岩手県学校保健会と称する。

第２条　本会は、岩手県下学校保健関係団体を以て組織する。

第３条　本会の事務局は、会長指定の場所におく。

第４条　本会は、岩手県における学校保健の推進向上を図ることを目的をする。

第５条　本会は、前項の目的を達成するために次のような事業を行う。
（１）　学校保健思想に関する普及啓発
（２）　学校保健に関する調査、研究
（３）　学校保健に関する講習会、講演会等の開催
（４）　その他学校保健に必要な事項

第６条　本会に次の役員をおく。
会長１名、副会長若干名、評議員、監事若干名、事務局長、事務局員若干名

第７条　役員の選出について
（１）　会長、副会長、監事は評議員会において選出する。
（２）　評議員は、各市町村及び高等学校の加盟学校保健関係団体から１名推薦する。
（３）　事務局長並びに事務局員は、会長が任命する。

第８条　会長は本会を統轄する。
（１）　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその会務を代行する。
（２）　評議員は、評議員会を構成し、本会の重要事項を審査する。
（３）　監事は、本会の監査を行う。
（４）　事務局長は、会務の執行にあたる。
（５）　事務局員は、会務に従事する。

第９条　役員の任期は、２年とし重任をさまたげない。
２　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、任期終了後であっても後任者の就任するまでその任務を行うものとする。

第10条　本会に顧問を若干名おくことができる。
２　顧問は、評議員会に諮り会長が委嘱し、会長の諮問に応え、会議に出席し意見を述べることができる。

第11条　本会に評議員会をおき、定時にこれを開催し、次の事項を審議する。但し、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
（１）　予算及び決算に関する事項
（２）　会則の変更に関する事項
（３）　役員の選出及び承認に関する事項

（４）　その他必要な事項に関すること

第12条　本会に事務局をおき、必要に応じて会長はこれを招集し、次の事項を処理する。
（１）　評議員会に提出する事項
（２）　評議員から委任されている事項
（３）　その他会務執行上必要な事項

第13条　本会の会計年度は、毎年４月１日にはじまり、翌年３月31日に終る。

第14条　本会の経費は、加盟学校保健団体の負担金その他をもってあてる。

第15条　加盟学校保健団体の負担金は評議員会の議決による。

附　則

１　本会に次の部会をおく。

ア　学校保健主事部会　　イ　養護教諭部会
ウ　学校医部会　　エ　学校歯科医部会
オ　学校薬剤師部会　　カ　高等学校部会
キ　その他必要な部会

２　各部会の運営に関する細則は別に定める。

昭和４１年９月７日から施行とする。

平成６年７月１５日一部改正とする。